

令和 4 年度武蔵村山市児童手当特例給付世帯等支援給付金事務における保有個人情報の目的外利用について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する目的で、所得制限超過により「令和 3 年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金」に係る給付を受けることができなかった者に対して対象児童 1 人当たり 10 万円を給付する。

2 保有個人情報の目的外利用を行う理由

令和 4 年度武蔵村山市児童手当特例給付世帯等支援給付金事務による給付の対象者のうち、令和 3 年 9 月分の児童手当特例給付（令和 3 年 9 月出生児童が対象となる場合は 10 月分）を受けた者については、児童手当支給事務から特定することが可能である。本事業の趣旨から、可能な範囲で勧奨通知を行うことで多くの対象者が申請できるようにするため、子ども青少年課が児童手当支給事務のために保有する個人情報のうち「氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、公的扶助」を目的外利用する必要がある。

3 事務の内容

(1) 給付金の名称

令和 4 年度武蔵村山市児童手当特例給付世帯等支援給付金

(2) 実施の根拠

令和 4 年度武蔵村山市児童手当特例給付世帯等支援給付金支給要綱（令和 4 年 4 月策定予定）

(3) 給付対象者、対象児童、金額、項目ごとの目的外利用の理由等

別紙 1 のとおり

(4) スケジュール（予定）

別紙 2 のとおり

4 その他

本給付事業と同時に、令和 4 年度武蔵村山市独自子育て世帯支援事業（子育て世帯臨時支援給付金）を実施する（保有個人情報の目的外利用等は行わない。）。

概要については、別紙 3 のとおり